

D P C対象病院の退出に係る報告について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急に D P C制度から退出する場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課において確認を行い、必要に応じて（※）中央社会保険医療協議会において審査・決定することとしている。

（※）退出の類型と審査・決定の主体に係る現行の整理

退出の類型	審査・決定の主体
病床機能の転換を理由に退出する場合	厚生労働省保険局医療課
予期せぬ事由により、D P C 制度への継続参加が困難となった場合	中央社会保険医療協議会
厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することが困難と考えられる場合	

- 今般、長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院及び社会医療法人聖医会サザン・リージョン病院から、以下の理由により制度からの退出に係る申請書が提出されたことから、令和6年5月15日に「D P C合併・退出等審査会」を開催し、退出の可否について審査を行い、いずれも D P C制度からの退出について可とする旨を決定したため、令和6年9月1日付で D P C制度から退出することとなった。

医療機関名	退出理由
長野県厚生農業協同組合連合会下伊那厚生病院	今後 D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の医療需要の変化に対応し、地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。
社会医療法人聖医会サザン・リージョン病院	今後 D P C 対象病院の基準を満たす見込みがなく、地域の実情に合った地域包括医療病棟への病棟再編を行うため。

- このほか、今後については、令和6年度診療報酬改定において新設された地域包括医療病棟への病棟再編を行う場合も、「病床機能の転換を理由に退出する場合」の類型として取扱い、厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することと整理された。